

利用料の減免制度について ～介護老人保健施設～

Q. 減免制度って何？

A. 社会福祉法人が社会福祉事業として運営している介護老人保健施設において利用できる制度です。社会福祉法という法律の中に規定があります。

Q. どんな事情で制度が利用できるの？

A. 例えば

- ・利用者本人や、その世帯が住民税非課税（住民税を払っていない）となっていて、利用料の支払いが困難な方
- ・長期入所となってしまう利用料の支払いが困難な方
- ・家庭の経済的事情で利用料の支払いが困難な方
- ・各施設の管理者が特に認めた方 …などです。



Q. どのくらいの額が免除されるの？

A. 利用される方の1ヶ月にかかった基本料金（介護保険給付・施設サービス費）、食費、居住費（特別な居室を含む）、日用品費、教養娯楽費等を足した額の約10%の金額を、1ヶ月の請求額から差し引きます。

Q. 手続きを行うには？

A. 「利用料減免申請書」と減免申請者（入所者本人）の前年度分の住民税を証明する書類（介護保険負担限度額認定証）等の提出が必要となります。

Q. ご注意いただくこと

A. この制度の利用期間は恒久的なものではなく、年度ごとに更新手続きが必要となります。

☞ 減免制度でご不明な点やご相談がありましたら、介護老人保健施設の支援相談員までお尋ねください。

無料低額診療事業について ～国体町診療所～

Q. 無料低額診療ってどんな制度ですか？

A. 病気やけがにより生計困難をきたす恐れのある方や経済的理由により適切な医療を受けることができない方に対して、医療費の負担を無料、または低額にすることで安心して医療を受けていただくための事業です。

Q. どんな人が対象ですか？

A. ・低所得者世帯で経済的な理由により診療費の支払いが困難な方
・事情により医療費の支払いが困難と認められる方

Q. 対象になる「医療費」の減額の範囲は？

A. ・当診療所の医療費の10%以上。

Q. 利用の方法は？

A. ・受付にてご相談ください。
・必要なもの：申請者および世帯全体の収入がわかるもの。印鑑。

Q. 利用できる期間は？

A. 適用期間は最長6ヶ月として、引き続き利用を希望する場合は、更新の手続きが必要です。

